

奈良市奈良町南観光駐車場に係る奈良市指定管理者選定委員会審査要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良市指定管理者選定委員会規則（平成27年奈良市規則第19号）に基づき設置する奈良市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）による奈良市奈良町南観光駐車場指定候補者の選定についての審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 委員会は、審査を行うため、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号。以下「条例」という。）第4条第1項各号に掲げる選定の基準に基づき審査項目表を作成するものとする。

2 審査項目表の作成に当たっては、当該施設の特性に配慮して審査項目を設定し、配点を定めるものとする。

3 審査は、指定管理者の指定の申請を行った法人その他の団体（以下「申請団体」という。）について、審査項目表に従い、書類審査により評価して行う。

(書類審査)

第3条 書類審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が、条例第3条の規定に基づき申請団体から市長等に提出された申請書等を精査し、審査項目表に定める審査項目ごとに、指定管理者としての適否を評価し、又は別表に定めるところにより採点して行なう。

2 委員会は、前項の規定に基づく各委員の評価及び採点を集計し、その採点の合計点数を申請団体の得点として決定する。

3 委員長は、書類審査に際して必要があると認めるときは、申請団体の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査の結果)

第4条 委員会は、申請団体が次のいずれにも該当しないときは、当該申請団体を指定候補者として選定することが適当である旨の決定を行うものとする。

(1) 委員の半数以上が「指定管理者としてふさわしくない（適さない）」と評価した審査項目がある申請団体

(2) 委員の半数以上が「劣っている」以下で評価した審査項目が、審査項目の総数のうち半数以上を占める申請団体（第1号に該当する申請団体を除く。）

(3) その他委員会が選定の基準を満たしていないと判断した申請団体

2 委員会は、申請団体が前項各号のいずれかに該当するときは、申請団体が選定の基準を満たしていない旨の決定を行うものとする。

3 委員会は、第1項の規定に基づく決定に際し、当該申請団体の事業計画書等の内容、業務を行わせるに当たり改善を促すべき事由等に関し、必要な意見を付けることができる。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、奈良市奈良町南観光駐車場の指定候補者の選定についての審査に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年1月29日から施行する。

別表1（第3条関係）

評価	点数
優れている	3
妥当である	2
劣っている	1